

平成30年3月15日開催教育委員会会議記録

1 開会・閉会等について

日 時	平成30年3月15日(木) 午後3時					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後3時00分					
閉 会	午後4時04分					
出席委員						
教 育 長	加 藤 裕 之	藤 部 隆 治	阿 部 博 道	坂 根 慶 子	浅 松 三 平	
委 員	雁 部 隆 治	阿 部 博 道	坂 根 慶 子	浅 松 三 平		
委 員	阿 部 博 道	坂 根 慶 子	浅 松 三 平			
委 員	坂 根 慶 子	浅 松 三 平				
委 員	浅 松 三 平					
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	後 藤 隆 宏	岸 川 紀 子				
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	須 藤 浩 司	横 山 圭 介				
学 務 課 長	石 原 惠 美	岡 本 香 織				
指 導 室 長	高 村 弘 晃					
すみだ教育研究所長						
地域教育支援課長						
ひきふね図書館長						

2 議題について

(1) 議決事項

- 第1 議案第8号 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に伴う意見聴取について
- 第2 議案第9号 文化財の登録の諮問について
- 第3 議案第10号 文化財調査員の退任・感謝状贈呈及び委嘱について
- 第4 議案第11号 青少年委員の退任・感謝状贈呈及び委嘱について

(2) 報告事項

- 第1 教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について(資料1)
- 第2 教育委員会だよりの発行について(資料2)
- 第3 平成30年度の学校給食費について(資料3)

3 会議の概要について

教育長 それでは、教育委員会を開会します。本日の会議録署名人は坂根委員にお願いします。本

日は、議決事項4件、報告事項3件を予定しております。本日の日程ですが、議案第9号は、行政運営上の審議情報にかかわる案件であり、また議案第10号及び11号は人事案件であることから、秘密会として審議したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、議案第9号から11号の審議については、秘密会として執り行うこととします。なお、会議の進行については、議案第8号及び報告事項が終了した後、秘密会に入ることとします。

議決事項第1・・・資料P1～6

議案第8号「幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に伴う意見聴取について」を上程し、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

雁部委員 資料8-5「平成30年度における主要な教育課題」の中で、「2 豊かな心と体力の向上に向けた取組の推進」の「(2) いじめ・不登校への対策強化」は「不登校及び不登校傾向の...」という言葉だけでよいのかどうか、少し疑問に思ったのですが、幼稚園や保育園に対してこの文言はこのままでよいのでしょうか。

指導室長 幼稚園は、不登園といった言葉の使い方はしておりませんので、ここにある「豊かな心と体力の向上に向けた取組の推進」の中で「いじめ・不登校への対策強化」が幼稚園・保育園に求められることは、小学校の接続に向けた情報提供、共有というところですか。登園について出席日数が規定されていることありませんので、そういう形ではこれまで考えておりませんでした。ただ、今後、幼稚園あるいは認定こども園の方で教育課程を編成するにあたっては、このことを踏まえてこの部分を適切な言葉に変えることは考えられると思います。

坂根委員 1点だけ申し上げますと、片仮名を使うことについてです。オリンピックやパラリンピックなどの語はよいのですが、やはり片仮名語というのをどういう人が見るかということも考えますと、ちょっと省略したものについてもう少しその辺をこれから考えていくとよいと思います。

教育長 今いただいたご意見については、次年度における主要な教育課題を作成する際に、きちんと踏まえた上で精査したいと思いますが、今回は、幼保連携型認定こども園の教育課程において、こちらを準用する形で策定されることについて審議いただきたいので、今回はこのままでよろしいですか。

坂根委員 はい。

教育長 それでは議案第8号は、原案どおり回答することとしたいと思っておりますが、ご異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 それでは、原案どおり回答することにします。

報告事項第1・・・資料P7～11

「教育委員会関係議案の作成に伴う意見聴取について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 こちらの資料だけでは少し分かりづらいので、もう少し具体的な補足説明ができますか。

庶務課長 今回、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律が改正され、派遣職員に対して給与を支給できることになりました。これを受けて区長部局で定める公益的法人等への

職員の派遣等に関する条例の一部が改正されまして、それに準ずる形で幼稚園教育職員にも適用します。具体的には、派遣先の公益的法人等に「公益的財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」が加わるということで、それに伴い、派遣された場合には教職調整額も含めて給料とみなして適用するというものです。現在、幼稚園教育職員については、区から派遣されている職員はおりません。区全体でみますと、今年度は研修派遣という位置付けではありますが、5名が同組織委員会に派遣されております。平成30年4月1日からは派遣法の改正によりこういった派遣ができるということになりまして、研修派遣としなくても給料を支給できるという規定が設けられたということです。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

坂根委員 資料1-1「4 改正内容」の「(2)幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」で「...派遣した職員に対し支給した教職調整額は給料とみなす」というのは、具体的にいくらぐらいなのか答えられる範囲で教えていただけますか。

次長 教職調整というのは、幼稚園教員だけではなく、小・中学校の教員も支給対象に入っていて、4パーセントを給料とみなして支給をしているということです。

坂根委員 1カ月の給料の4%ですね。

次長 はい。

阿部委員 内容に異存はないのですが、今までは、そうすると派遣先の機関が給料を払っていたという理解でよろしいですか。

庶務課長 今までは研修扱いで派遣する場合、当然研修なので区で負担することになります。ただ、長期にわたって行く場合は、休職する形で派遣する可能性も考えられます。今までは休職者の給料については支給しないという規定がありましたが、今回この改正によって、同組織委員会に休職の形で派遣する場合についても給料を支払うことができるようになったので、実態的には同じように区側が支払う形にはなりますが、その位置付けが変わったということです。

次長 今の庶務課長の説明では、支払方法の技術的な問題をいろいろと申し上げましたが、そもそも公益法人等の派遣については法律に基づくもので、その自治体が派遣した方が、公益性が高く、事務の効果的な効率性が保たれるだろうという考えの下に、その団体へ派遣することができるという規定です。それを自治体では条例で定めるとなっておりまして、墨田区においては、例えばまちづくり公社とか、文化振興財団とかが派遣先になっているのですが、それに「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を追加したということが、まず大前提になっていまして、そこで派遣するにあたっては、派遣先からではなく、派遣元である区から一定程度の給料を支払うという取り決めになるということです。ですから、今回その条例に、派遣先の団体として同組織委員会が追加されるという条例の改正がなされて、そしてその団体に派遣できるということを根拠に、現在は実態としてありませんけれども、今後、幼稚園教育職員を派遣した場合にも同様に給料を区から支給できるという改正の仕組みになっているということです。

阿部委員 そうすると区から支払う場合もあれば、派遣先の機関が支払う場合もあり、両方できるということですね。

次長 はい。いろいろな方法があります。ただ、今回の改正では、区から支払うということです。

阿部委員 わかりました。

教育長 この報告は墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条に基づく

教育長の臨時代理による処理の報告ですので、委員会としての承認が必要になります。承認してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、報告のとおり承認することにします。

報告事項第2・・・資料P12～20

「教育委員会だよりの発行について」、庶務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

(質疑、意見なし)

報告事項第3・・・資料P21

「平成30年度の学校給食費について」、学務課長が資料のとおり説明する。

教育長 ただいまの説明についてご質疑、ご意見はありますか。

坂根委員 以前にも申し上げましたけれども、どの学校も本当に良い給食を出してくださっていると思っています。今後ともよろしく願いいたします。

学務課長 ありがとうございます。

雁部委員 改定内容の一覧で「年間回数(基準回数)」が192回とありますが、例えば学校行事等で給食の回数が増えたり減ったりした場合の月額というのは、どのように扱われるのでしょうか。

学務課長 月額についてですが、基本的に徴収金額が変わることはありません。年間で予算を立てまして、例えば時期によって予算を厚めに配分するといった調整は栄養士が行いますけれども、金額は月額という形を取っています。

浅松委員 給食の献立といったメニューを年間通して、いろいろとご苦労されながら決められ調整されるのですね。

学務課長 はい。時期などによって、食材の値段についてはある一定程度の傾向が出ていますので、それらを加味しながら調整しています。

その他1

坂根委員 4点あります。まず1点目は、2月25日に第九のコンサートがありまして、小学生も多数参加して、私も一歌い手として参加しましたけれども、教育長、次長もご覧になったようで、昼休憩に子どもたちの様子を見に行きましたら皆さんとても元気がよかったです。引率の方も、副校長先生、音楽の先生、主幹の先生がいらしていましたが、一つ疑問に思ったのですけれども、教員の引率の場合、これは出勤扱いにならないのだそうですね。

指導室長 児童・生徒の引率ですが、教員に休日のサービスを命じるには幾つかの要件があります。今回の第九コンサートの参加に係る引率については、その勤務を命ずる対象に当たりません。勤務は、半日単位で命ずることができるのですが、今回のケースについてはその対象にならないということから、出勤の扱いにしておりません。

坂根委員 半日単位ということは、半日以上であればよいというわけですね。

指導室長 半日単位以上でできるということです。

教育長 引率に対する位置付けについて説明してください。

学務課長 第九コンサートについては、区から補助をしております、その運用で児童・生徒に参加してもらっていますが、引率をしていただいた方に対しては、その中から 謝礼金といった形で補助されます。

教育長 そういうことではなくて、教育課程の中で位置付けがなされていないということは、つまり勤務の命令はできないけれども、いわゆる学校の本来の勤務とは違うということですね。

学務課長 出張ということではなく、任意団体扱いとしてその中から謝礼が出ます。

坂根委員 私が一番聞きたいのは、謝礼のことではなくて、教員の引率全般についてです。第九コンサート以外にも、例えばスポーツ観戦など、休日でもそういうときには必ず副校長とか主幹とか、担当教科の先生とかが引率されると思うのですが、その取扱というのはどうようになっているのでしょうか。

教育長 まず、教育課程で届けられたものであるかどうかということと、位置付けがあるかどうかということについて、指導室長から説明してください。

指導室長 判断基準として、教員に勤務として命じられるものが、学校の教育活動として教育課程の中に位置付けられているかどうか前提になります。例えば部活動の大会参加などは、部活動そのものが広い意味での学校の教育活動になります。今回の第九コンサートといった民間団体が主催するものに、児童・生徒を引率して参加するという場合は、教育課程の範囲外の活動となりますので、教員は勤務の扱いとはなりません。

坂根委員 例えばわんぱく相撲の参加といったものも入らないということですね。

指導室長 はい、基本的には入りません。

坂根委員 となると、勤務扱いとならないものがいくつかはございますね。なぜこういう話をしたかということ、こういう実態が働き方改革の視点から、超過勤務にあたるのではないかということ、例えばその引率を地域の方にお願ひするとか、そういうこともいろいろ考えて、何も教員だけが負担するのではなく、そういう可能性もあると思うのです。私がそのような細かいことを言う必要はないと思いますが、例えば学校に集まって、集まった数だけ数えて、その地域の方にお願ひするとか、そういうことも考えられるのではないかと思います。実質、勤務外に引率従事した教員に謝礼が支払われるかどうかということではなくて、その勤務の形態についてです。区の方で学校に対していろいろとこういう活動をしてくださいと、ほかの部署や施設からお願ひされても教員に負担があるとなると、いくら子どもたちのために一所懸命やろうという気があっても、やはりそこら辺のところでは学校側としてもできないことがあると思うのです。その辺りのことについて知りたいのと、もう少し考えてもらいたいと思っています。

教育長 いろいろな参加形態がある中で、本来は個人で行くものが、区に関連する行事を理由に、学校が取りまとめているものも少なくありません。逆に、人数が少ない場合は学校では行かずに個人で行く場合もありますので、それぞれの位置付けも異なります。確かに、坂根委員が言われるような働き方改革の話もありますが、先ほど指導室長からも説明があったように、例えば、部活動の大会参加などは、部活動そのものが広い意味での学校の教育活動にはなりますし、逆に手当等が支給されるものについては学校の方で明確な位置付けがされています。ただ、今回の第九コンサートのように補助の中から謝礼金として支給されるといった事例はほとんど無く、民間団体からの配慮によるものなのでその辺りの位置付けが難しくなります。それから、学校の教育活動として教育課

程の位置付けにより参加し、活動中にけがをした場合などは日本スポーツ振興センター保険が適用されるのですが、今回の第九コンサートのような行事では、休日、あるいは放課後等に学校の管理下ではないときに適用される学童災害共済保険に別途加入しています。行事参加については、教員の引率も含めていろいろと整理しなければならないことが結構あるのですが、子どもの参加人数が多いと必然的に学校の教員が引率するものといった暗黙の了解といった実態があるのですが、実際には個人申し込みによる参加といった行事についても、学校の方で便宜的にやっている中で、今、坂根委員からそれを地域の方をお願いしてはどうかといったご意見も出されましたが、地域の立場からお考えになるご意見ということで何か雁部委員からご発言ありますか。

雁部委員 私がPTA会長のときに、第九コンサートへ子どもたちを連れていったことがあります。会場までの交通費などはやはり出ませんのでPTAから捻出しまして、そのときは学校単位による子どもの引率者ということで、確か1人か2人までは無料で入場できたのですが、大人3人が引率したので残りの1人は有料になりました。そのようなことがいろいろありましたが、学校の教育活動といった部分では外れているけれども、きっと先生方にとっては、第九コンサートに向けて練習を重ねた子どもたちが国技館で歌う姿を見たいという思いがあって引率されていると思います。

坂根委員 先生方は、ほかにもスポーツ競技の参加などに限らず結構皆さん行ったださる方が多いですし、行けば今まで関心がなかった方がご覧になることでとてもよい影響を受けたりしますし、そういうことを校長先生からも聞いています。しかし私はそういう位置付けを知らないで学校側に重荷になると思います。それから、区でやる行事や活動などについて、ほかの担当部署から学校ではやっていないからもっとやってくれと、そういわれることもあります。それに対し、学校や先生はこういうふうにはやっていると、そここのところをはっきり言わないといけないと思います。教育委員会や学校のことをよく知っている部署やそうでない部署では非常に温度差があるのです。その辺もよく考えて、とにかく良いことを先生もしてくださっているので感謝して、うまく行くようになりませんか。

教育長 そうですね。今、働き方改革の話も出ていますので、教職員の業務についてはこれからいろいろと見直しをしていかなければならないのですけれども、学校の教育活動以外の場で教員が引率した行事であっても、参加した子どもが怪我をしたりした場合の対応など、本来は個人参加の行事であるものが、まるで学校の行事であるかのようにどうしても取られてしまいます。たとえそれが区の主催する行事であったとしても、これは個人参加の行事で学校の行事ではないということをし、しっかり区長部局に対しても認識をしてもらいたいのですが、それを学校で参加者を取りまとめる形で依頼を受けると、どうしても学校も関わらざるを得なくなり、そしてある程度の人数が参加するとなると結局教員が連れて行くことになってしまいます。ただ、区の方でも学校で取りまとめないとなかなか参加人数が集まらないからという理由もあり、その辺りは課題として捉えているようですが、現実的にはまだ打つ手がないといったところです。

坂根委員 例えば第九を歌う会へ、参加する子どもたちを勤務としてではなく教員が連れて行っているという実情を情報提供していただくなどして、その辺りの配慮についてもう少し考えてもらうような必要もあると思います。次の2点目は、2月22日、外手小学校に中国の浙江省の環境保護クラブの児童11名とその保護者が来て交流がありました。私も関心があったので行きました。指導室から統括指導主事もいらしていたのですが、なかなか面白かったです。結論から言いますと、

両校の児童にとって国際交流という意味で大変に良かったように感じられました。時間が短くて残念だったと来校した保護者も子どもたちも言っていました。ただ、問題が幾つか見えてきまして、浙江省のどこから来るというようなことが、何も学校にも伝わっていませんでした。というのは、浙江省の杭州市から来るということを知りませんでした。それは私が直接保護者に聞いて分かったのです。また、保護者や子どもたちは通訳を通して校長や教員に質問するのですが、その間が2段階、3段階のずれがあるのです。全く検討違いのことは言っていないのですが、通訳の能力と受け取る側の能力にも関係がありますが、文化的な違いを理解しているかが大きいです。授業は大体3学年ぐらいに分かれて行いました。低学年、中学年、高学年で、体育と図画・工作と音楽で、これは言葉が分からなくてもよいということなのです。子どもたちがいろいろ考えつつ交流しようとしているのですが、中には日本人の児童が何か中国語の会話集を持ってきてかえって会話ができないというようなことがあったりしました。これには外国語教育とか、異文化理解の問題点も見受けられました。ただ、先生方にも校長先生にもかなりそういう経験のある方もいたので、これはこれでよい成果だと思えますがこれからの教育に反映していく必要があるかなと思います。次に3点目は、3月7日に第三吾嬭小学校のETTスクールを借りた交流サロンがありました。6年生が地域のお年寄りの方々と交流をするのですが、最後にお年寄りの方々から子どもたち一人一人に手作りの本のしおりを渡していました。自分たちで花を栽培して取ったものを押し花にして、それを7カ月かけて作られたそうで、最後には校長先生にも渡されていて大変に良い会でした。最後に4点目は、3月8日に豎川中学校の3年生のデートDVについてです。これはすみだ女性センターの出前講座で、高校は本所高校、中学校は豎川中学校で毎年やっているのですが、保健の先生を通して、デートでもこういうDVに当たる言葉の暴力があるといったことを生徒のロールプレイを通じてやっています。弁護士会が行っている方は、錦糸中学校で行われたという話も聞いています。ICT以外では3月にそういう講座がありましたので、見たことを参考までにご報告いたします。

その他2

雁部委員 2月24日に図書館を使った調べる学習コンクールの表彰式に行っていました。私は初めて出席したのですが、とても良い会でした。墨田区から受賞者が2名も選出されたということは大いに鼻が高かったです。会場で職員の皆さんといろいろ話をしましたが、墨田区は頑張っているということをおっしゃっていましたので、子どもたちに「来年も頑張るか」と聞いたら「うーん」と言っていました。作品を作るのに、それぞれ大変な思いをしたのだらうと感じましたので、「もう一度やりたくなったらやりなさい」と言いました。とても良い会でしたので報告しました。

その他3

浅松委員 2月24日に区幼研の研究会に行きました。それから、毎月、各学校から学校だよりをいただいているのですが、3月の時期ですと年度末ということで、学校評価に向けた保護者アンケートや生徒アンケートの結果の内容が主に出ています。それらを見てみますと、ほとんどが肯定的な意見で全体的に「良い」といった傾向でして、中には課題点よりもそちらの方が強調されていて、全体的にほとんど肯定的な意見であると学校も述べています。しかし、この評価のやり方が学校によっては保護者の学校評価という表現をしている学校があって、どうも間違っているように思えます。あくまでも学校評価に関わる生徒や保護者アンケートなわけです。また、中身の質問事項も相

変わらずだとも感じました。アンケート項目によって回答の仕方も変わってくると思いますので、学習指導要領の改訂もありますので、この機会に学校評価について、また教育課程の実践について、これに加えて年度末の各分掌等の評価がありますけれども、保護者や生徒、さらには教員の意識の中で、それらを含めて学校として校長が責任をもってやるのが学校評価だという辺りをきちんと押さえないといけないと思います。ただアンケートを取って、その結果を載せて、それで学校評価は終わりました、というような、そういった誤解を招くような表記をされている学校もあるような気がします。最終的には、この学校評価が次年度の学校経営計画につながっていくもので、当然、地域や学校関係者評価のところに入ってきていると思います。特に学校管理職が異動する場合に、新たな校長に変わって学校経営方針をそこで構築するのだけれども、経営計画が4月の終わりになってしまうといったいろいろな状況を考慮していかないと、旧態依然のまま、壁を残したまま校長だけが変わるということも考えられますので、その辺りについて今一度、学校評価手順の見直しという部分で考えていただければと思います。

指導室長 学校評価については、学校評価のほかに学校第三者評価も行う形を取りまして、評価内容に誤解を招くことがないようなシステム整備はされているのですが、ただ、浅松委員のご指摘のように、学校側の学校評価、アンケートを元にその結果を単に出すような形、学校評価のところに誤解が生じているような形、あるいは保護者のアンケート、児童・生徒のアンケート調査を、教員自らの評価結果に照らし合わせながら、そこで課題を見つけていく形といったような、評価行為が十分に行われていない事例もあるのかもしれません。今ちょうど学校経営計画の評価結果を、各学校から私共の方に提出してもらっているところですので、その内容についてきちんと点検し、次年度の学校評価の開始に当たり、今いただいたご意見等も反映した形でより精度の高い改善が図れる学校評価につなげていきたいと思います。

浅松委員 よろしく申し上げます。

その他4

阿部委員 3月3日に両国小学校で行われた吹奏楽部のファイナルコンサートに行きました。数年前にも同じような発表会を見たのですが、そのときよりも格段に技術もマナーも上がっていますし、いろいろな面において音楽に対する興味と関心というものがずいぶんと高まっている印象を受けました。吹奏楽部は4年生から6年生までの3学年で、先輩が後輩を教えたり、あるいは外部講師を招いたりして練習を重ねられ、かなり高水準の演奏でした。両国中学校に進学した吹奏楽部出身の先輩が、OBとして今の両国小学校の子どもたちに加わり一緒に演奏されたり、さらに平林校長先生も一緒に加わったりと、非常に盛り上がっていました。墨田区は音楽に対する水準も関心も高くなっていますので、非常に良い方向にいらっていると思います。

教育長 それでは、議案第9号から11号までを審議しますが、会議冒頭での取り決めにより、行政運営上の審議情報等に関わる案件であることから、秘密会として執り行うこととしますので、傍聴人の方はご退出願います。

(傍聴人退室)

秘密会/教育委員会会議規則第26条第2項の規定により、別に会議録あり

教育長 以上で、教育委員会を閉会します。